「館山自動車道（千葉南ジャンクション・富津竹岡間）

				君　津
			木更津南	8.3
		木更津西ジャンクション	9.7	9.4
	木更津ジャンクション	—	8.2	7.9
木更津北	1.8	3.3	10.0	9.7

」に改める。

別表５のうち、

「県道仙台南インター線（仙台南部道路）

				仙台若林ジャンクション
			今　泉	1.2
		長　町	2.5	3.7
	山　田	5.4	7.9	9.1
仙台南	—	8.5	11.0	12.2

」を削り、

一般国道６号（仙台東部道路）の次に次のとおり加える。

「一般国道６号（仙台南部道路）

				仙台南
			山　田	—
		長　町	6.2	9.2
	今　泉	2.5	8.7	11.7
仙台若林ジャンクション	1.2	3.7	9.9	12.9

」

別表６の表中、

「

A	一般国道６号（仙台東部道路）
	一般国道47号（仙台北部道路）

」を

「

A	一般国道６号（仙台東部道路）
	一般国道６号（仙台南部道路）
	一般国道47号（仙台北部道路）

」に改める。

なお、上記のうち、１．⑵㉑イ乃至ホの表中及び１．⑶⑫ロ㈡イ）乃至ホ）の表中、１．⑶①ロ㈠、１．⑷、２．並びに別表３を除く変更については平成25年７月１日から適用する。

高速道路「一般国道468号（首都圏中央連絡自動車道）（茅ヶ崎市から海老名市門沢橋まで及び海老名市中新田からあきる野市まで（あきる野インターチェンジを含まない。））」工事区間変更公告

中日本高速道路株式会社第30号

高速道路「一般国道468号（首都圏中央連絡自動車道）（茅ヶ崎市から海老名市門沢橋まで及び海老名市中新田からあきる野市まで（あきる野インターチェンジを含まない。））」の工事区間を下記のとおり変更しますので、道路整備特別措置法第22条第１項の規定に基づき公告します。

平成25年６月28日　　中日本高速道路株式会社
代表取締役社長　金子　剛一

記

工事の区間　旧）①茅ヶ崎市西久保から高座郡寒川町倉見まで
②高座郡寒川町倉見から海老名市門沢橋まで
③海老名市中新田から厚木市上依知まで
④神奈川県相模原市南区当麻
⑤神奈川県愛甲郡愛川町から神奈川県愛甲郡愛川町まで
⑥神奈川県愛甲郡愛川町
⑦神奈川県相模原市緑区葉山島
⑧神奈川県相模原市緑区小倉から神奈川県相模原市緑区小倉まで
⑨神奈川県相模原市緑区小倉から神奈川県相模原市緑区小倉まで
⑩神奈川県相模原市緑区城山から神奈川県相模原市緑区城山まで
⑪神奈川県相模原市緑区城山から神奈川県相模原市緑区中沢まで
⑫神奈川県相模原市緑区中沢から東京都八王子市南浅川町まで
⑬八王子市南浅川町からあきる野市牛沼まで
新）①茅ヶ崎市西久保から高座郡寒川町倉見まで
②高座郡寒川町倉見から海老名市門沢橋まで
③海老名市中新田から厚木市上依知まで
④神奈川県相模原市南区当麻
⑤神奈川県愛甲郡愛川町から神奈川県愛甲郡愛川町まで
⑥神奈川県愛甲郡愛川町
⑦神奈川県相模原市緑区葉山島
⑧神奈川県相模原市緑区小倉から神奈川県相模原市緑区小倉まで
⑨神奈川県相模原市緑区小倉から神奈川県相模原市緑区小倉まで
⑩神奈川県相模原市緑区城山から神奈川県相模原市緑区城山まで
⑪神奈川県相模原市緑区城山から神奈川県相模原市緑区中沢まで
⑫神奈川県相模原市緑区中沢から東京都八王子市南浅川町まで
⑬八王子市南浅川町からあきる野市牛沼まで

工事区間変更日　平成25年７月１日

高速道路工事開始公告

本州四国連絡高速道路株式会社平成25年第７号

本会社において実施する高速道路の改築工事を下記のとおり開始しますので、道路整備特別措置法第22条第１項の規定に基づき公告します。

平成25年６月28日　　本州四国連絡高速道路株式会社　代表取締役社長　三原　修二